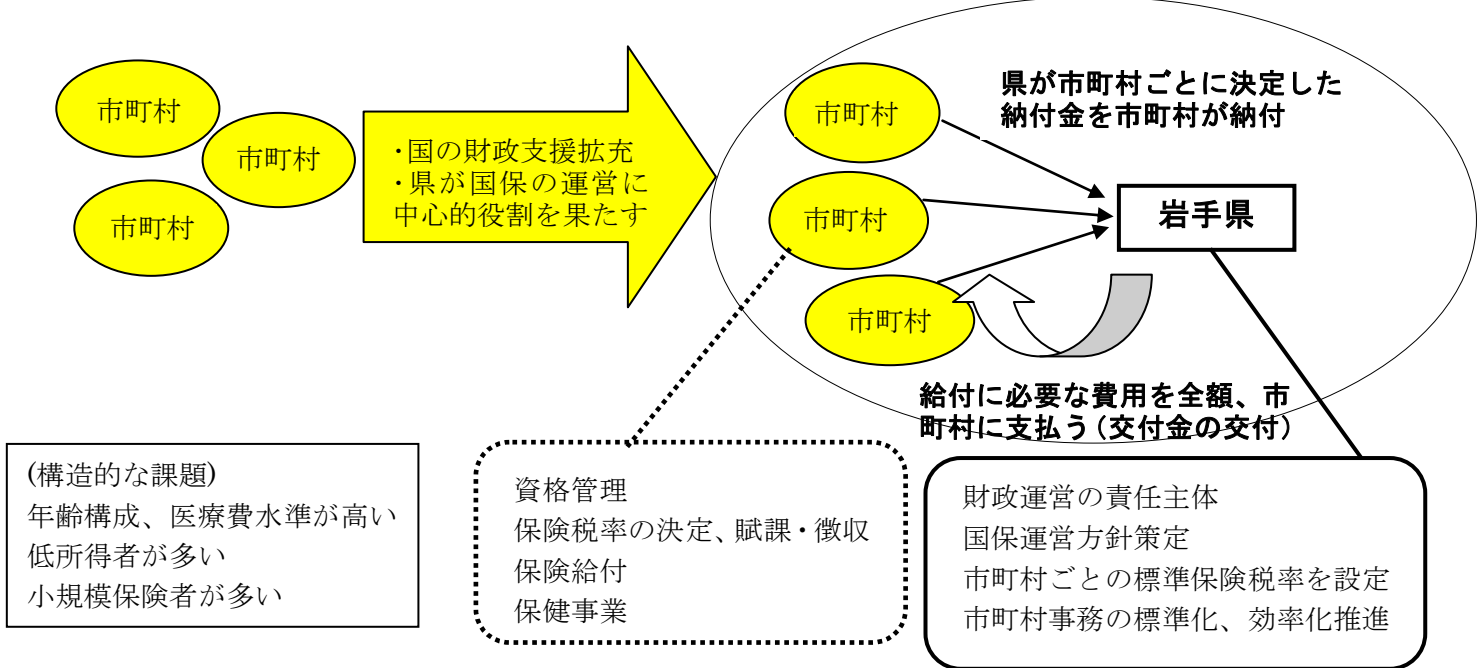
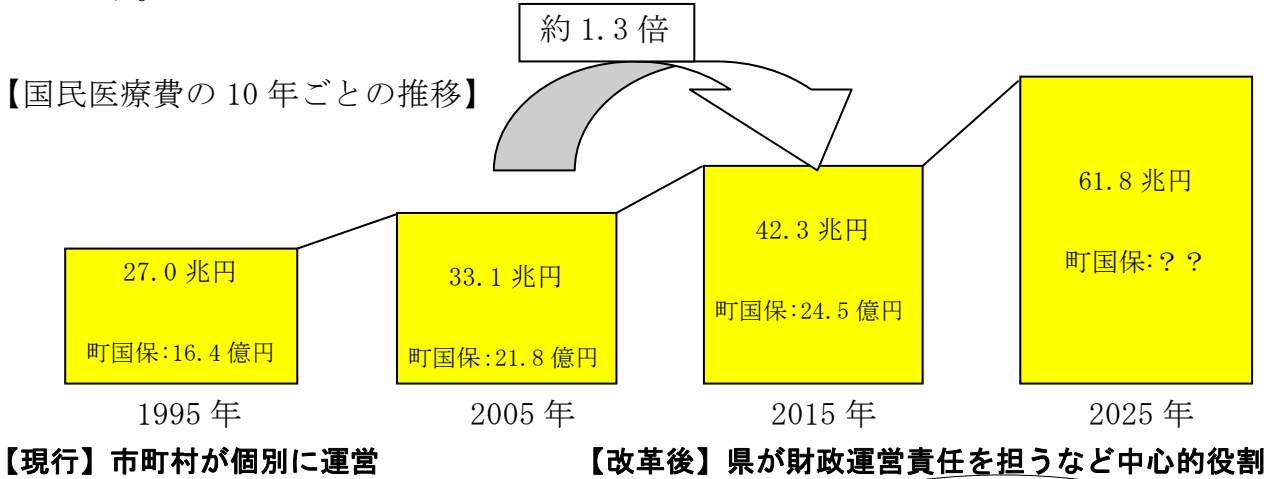


## II 国民健康保険制度の動向について

### 1 制度改革の背景及び概要

この10年で70歳以上の高齢者数と国民医療費は約1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる平成37年（2025）年には、国民医療費は61.8兆円にもなると見込まれています。

このため、平成30年度から国保の運営に都道府県が加わり、かつ国から、約3,400億円の継続した財政支援を受けることにより、国保の安定的な財政運営を保てることとなります。



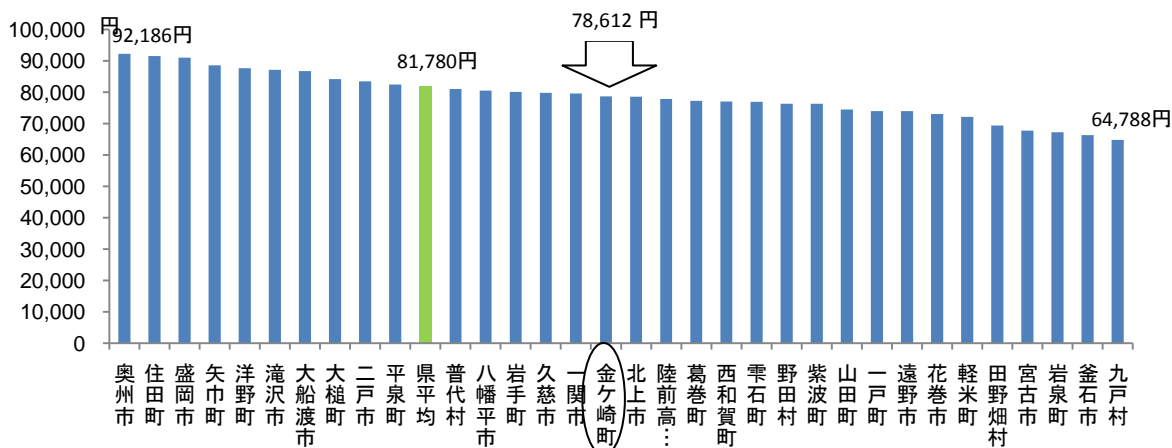
### 2 平成30年度納付金の一人当たり試算額（平成29年11月1日現在）

平成29年の第3回広域化等支援方針連携会議の中で様々な試算が示され、まだ確定ではありませんが、国保税額の一例は次のとおりとなります。

平成29年度に国保税の引き下げを行なっているため、現在の税額と大きく変わらないと見込んでいます。

金ヶ崎町 107,636円（H28年度対比 約1,860円減・H29年度対比 約150円増）  
県内平均 114,940円（H28年度対比 約7,494円増）

参考：平成 27 年度岩手県内市町村 1 人当たり調定額（法定内繰入後）



資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

### 3 サービスの拡充（高額療養費の拡大）

過去 12 カ月内における高額療養費の支給が 3 回を超える場合、4 回目以降の自己負担額が減額になる制度（多数回該当）について、これまでは町外へ転出した場合、改めて 1 回目からカウントされてきました。

平成 30 年度以降は、県内の住所変更で世帯の継続性が保たれていれば、平成 30 年 4 月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

（※世帯の継続性は様々なケースがありますので、住民課にお問合せ下さい。）

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
H29～30 年 (改正前)	○ 1			○ 2		○ 3	★ 4	県内 住所変更		○ 1		○ 2
H30～31 年 (改正後)	○ 1			○ 2		○ 3	★ 4			★ 5		★ 6

多数回非該当 ○ 多数回該当 ★

### 4 今後の国民健康保険税について

現在の国保税は、平成 29 年度に税の引き下げを実施し、平成 28 年度と比較すると一人当たり約 2,080 円、一世帯あたり約 5,326 円減で、所得の伸びにより当初想定していた引き下げ額を下回りました。また、昨年度からの繰越金が多額であったため、国保財政調整基金は、約 1 億円を追加し、293,114 千円となっています。

保険給付費は、10 月現在、平成 28 年度と比較し約 95%となっていますが、9 月以降月単位で比較すると前年度を上回っている状況で、今後総額は昨年度より伸びると考えています。

こうした中で、将来にわたり安定した国民健康保険制度を堅持していくためには、効果的な保健事業を実施し、健康意識の引上げに力を入れて行く対策が必要であり、町として特定健康診査、がん検診や保健指導を主体とする保健事業を積極的に進めていきます。

国保税改正については、今回の国保制度改革の状況、平成 29 年度の決算額、他市町村の動向をみながら検討していきます。

